

者への支払局面はともかく、資産凍結自体に主権免除は問題にならないとする。反対説も存在するようだが、こうした解釈が国際法上も受け入れられるならば、日本を含む制裁実施国からすれば朗報であろう。資産凍結自体が強力な金融制裁として機能するし、債権者への支払いはロシア戦争の戦後処理の中で扱うべきで、必ずしも中央銀行の凍結資産から直ちに弁済する必要はないからである。

## 〔注〕

- 1 [https://www.jp-ru.org/news/etc/p009712/ 参照（以下、ウェブの最終閲覧時は2022年8月24日）。](https://www.jp-ru.org/news/etc/p009712/)
- 2 [https://www.cistec.or.jp/service/russia.html 参照。](https://www.cistec.or.jp/service/russia.html)
- 3 英語は比較的多数あるが、日本語であれば、例えばアザマト・シャキロフ「ウクライナ情勢の背景と今後の展開(2)一通貨規制に関するロシアの対抗措置（2022年6月27日現在）」(<https://innoventier.com/archives/2022/06/13701>)などを参照。
- 4 久野新「対ロシア経済制裁の影響」日本国際フォーラム（2022年3月9日、[https://www.jfir.or.jp/studygroup\\_article/7902/](https://www.jfir.or.jp/studygroup_article/7902/)より入手可能）参照。
- 5 日本では、金融制裁の抜け穴になる可能性が懸念された暗号資産について、2022年5月10日に外為法を改正し、①暗号資産交換業者に暗号資産の移転が経済制裁対象でないかを確認する義務を課し、②3,000万円相当額を超える暗号資産の売買・交換の媒介等を行う場合、20日以内に政府に報告する義務を課した。また、テラ USD (UST) 騒動等で暗号資産相場が急落する中にあっても規制強化を進め、2022年7月8日付報道(FT ⇒ Bloomberg)によれば、米当局の要請を受け、金融庁はロシアで事業（イルクーツクを拠点とするマイニング）を継続中の日本の暗号資産交換業者に対し、事業終了を要請した。
- 6 日経新聞2022年7月14日付記事は、ロシアから原油を割安で輸入したインドが石油製品を欧米に輸出することで、欧米のロシア原油禁輸が回避される実態を報じている。
- 7 規制の詳細は、前掲・シャキロフ論文参照。
- 8 日本語訳は [https://www.jp-ru.org/wp/wp-content/uploads/2022/03/J\\_U\\_172\\_20220331.pdf](https://www.jp-ru.org/wp/wp-content/uploads/2022/03/J_U_172_20220331.pdf) 参照。
- 9 日本語訳は [https://www.jp-ru.org/wp/wp-content/uploads/2022/03/J\\_U\\_95\\_20220305.pdf](https://www.jp-ru.org/wp/wp-content/uploads/2022/03/J_U_95_20220305.pdf) 参照。
- 10 日本語訳は [https://www.jp-ru.org/wp/wp-content/uploads/2022/03/J\\_U\\_79\\_20220228.pdf](https://www.jp-ru.org/wp/wp-content/uploads/2022/03/J_U_79_20220228.pdf) 参照。

参照。

- 11 NHK Newsweb 2022年6月28日19時27分報道 <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220628/k10013692961000.html> 参照。
- 12 2022年6月28日7時20分の Bloomberg 報道 <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2022-06-27/RE5P33T1UM0Y01> 参照。
- 13 なお、ロシアは支払を行ったが、間に介在した証券決済機関ユーロクリアが処理を止めた結果、債務不履行が生じたので、ロシア側に非はないとも主張している。2022年6月29日6時22分のスプートニク日本報道 <https://jp.sputniknews.com/20220629/11755366.html> 参照。
- 14 帝国データバンクが2022年7月26日に公表した調査結果によれば、G7各国でロシア事業からの企業の撤退割合が最も高いのが英国（46%）で、カナダ（33%）、米国（27%）が続き、日本はイタリアと共に5%で最低。撤退困難な理由はレアメタルや液化天然ガス（LNG）など資源の代替供給先確保が難しく、重要な新興市場として注力してきた事情がある、とされる（2022年7月26日19時配信の時事通信報道 <https://www.jiji.com/jc/article?k=2022072600928&g=eco> 参照）。
- 15 Ingrid B. Wuerth, "Does Foreign Sovereign Immunity Apply to Sanctions on Central Banks?", LAWFARE March 7, 2022, 11:47 AM (<https://www.lawfareblog.com/does-foreign-sovereign-immunity-apply-sanctions-central-banks>) 参照。
- 16 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei\\_23.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_23.html) 参照。
- 17 最新動向は [https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg\\_no=III-13&chapter=3](https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=III-13&chapter=3) 参照。
- 18 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=421AC000000024> 参照。
- 19 <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/28/part-IV/chapter-97> 参照。

IBL



## ●国際商事研究学会研究ノート● (10)

## 地域金融の未来 ～地域共創と地域共生の懸け橋～

鈴木 純一\*

者対策が問題となった。

地域経済の問題の多くは人口減少や少子高齢化などの人口問題に関連している。2000年代に入ると、「里山資本主義」(藻谷浩介著、2010年)が注目を浴びるなど、人口問題は日本経済全体の課題としてクローズアップされた。その流れが2014年の「地方創生（まち、ひと、しごと創生）」政策に繋がり、現在、ICTや地域の自然資本や文化資本を活かした農林水産業や観光業の振興、創業支援、事業承継、地域商社の設立などが行われているほか、地域おこし協力隊（2009年度発足）の参加者数も年々増加を続けている。

地域金融機関も、「社会課題の解決」に向け、経済分野から社会分野へ業務範囲が広がることが予想される。本稿では、「地域共創」と「地域共生」という2つの概念の関係性を整理しながら、地域に生活する人々の幸福度を高めるための地域金融の今後のあり方について論じる。

### II 地域経済を活性化する「地域共創」と地域社会を豊かにする「地域共生」

#### 1 「地域共創」

本格的な人口減少、少子高齢化社会を迎えている日本では、地域経済を活発にする取り組みを「地域活性化」「地域再生」などと呼んでいた。「活性化」は文字通り元気にするという意味で、「再生」には地域人口の減少や工場・店舗の閉鎖によって失われた地方の活力を取り戻すという意味が込められている。1980年代後半のバブル景気では、農林水産業に変わって地方に雇用を生むリゾート開発に期待が集まったが、バブル経済の崩壊によって計画見直しを余儀なくされた。その後、大規模小売店舗法の緩和によって地方都市の中心市街地の空洞化が進むと、シャッター通りの活性化や高齢者などの交通弱

こうした中、地方創生という国のトップダウン政策とは一線を画し、また地方という呼び方を避ける意味もあって、「地域共創」という呼称が増加している。そこには、地域関係者が「共に」「創る」という前向きな意味が込められており、ここ数年、大学の学部や学群などを示す名称として広範に使用されつつある<sup>1</sup>。また、経済界でも、新型コロナウイルス感染拡大を機に広まったワーケーション<sup>2</sup>や、地方へ向かう新たな人の流れを踏まえた関係人口づくり<sup>3</sup>を目指す取り組みなどに使用されている。

#### 2 「地域共生」

「地域再生」から「地域共創」までの名称が経済分野を中心に使用されてきたのに対して、「地域共生」とは、地域社会において住民たちが「共に」「生きる（暮らす）」ことを目指す社会福祉分野で古くから使われていた言葉である<sup>4</sup>。

現在、地域共生が注目を集めているのは、

\*すずき じゅんいち、武蔵野大学経営学部教授

2000年にスタートした介護保険制度の将来像として、2025年までに地域共生社会の実現を目指していることが大きく関係している<sup>5</sup>。地域共生社会とは、「制度・分野ごとの縦割りや『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを創る社会」とされている。つまり、高齢者問題をはじめ、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育、地域からの孤立など、あらゆる分野の生活課題を支援者の連携で解決することを目指すものである。そのために、地域包括支援センターが中核となる地域包括ケアシステムを構築するとしている。

### 3 「地域共創」と「地域共生」の交差

地域共創と地域共生は、どちらも地域を対象にした取り組みでありながら、これまで異なる過程を経てきており、別々に議論されることも少なくなかった。前者は「経済」、後者は「社会」に軸足を置き、また、前者は企業活動ないし営利活動、後者は個人生活ないし非営利活動を主な対象にしてきたとも言える。

以前であれば、地域共創と地域共生を「車の両輪」のように分けて考えることに一定の合理性があった。しかし、SDGsが「環境・社会・経済」の課題を一体的に解決することを目指すようになり、資本主義のあり方も、株主のみならず取引先や従業員、地域住民など多様な関係者を含むステークホルダーを重視するようになる中、地域共創は地域共生と一部で重なりつつある。既に、若者の創業支援や女性活躍などを通じて、経済だけでなく社会課題の解決にも繋がっていることからも明らかである。また、地域の医療・教育などのインフラを整備することが、地域人口の減少を食い止め、地域経済の活性化にも地域社会の豊かさにもつながることは言うまでもない。

ただし、地域共創の範囲が地域共生分野に広がるにつれ、経済合理性の面では、民間での取り組みが容易でない案件が増えることは避けられない。特に、65歳以上人口が2000年の2,165万人から2020年には3,558万人（1.6倍）に増加

している高齢者問題については、世代間・世代内の助け合いを地域全体に広げていく必要に迫られている<sup>6</sup>。こうした問題に対処するために、地域関係者だけでなく、各分野の専門家が地域創生と地域共生を総合的に論じられるように視野を広げる必要がある<sup>7</sup>。

## III 地域金融の未来

### 1 地域共創分野の取り組み

地域金融機関は、かつては、地元での貸出が伸び悩むと、人口増加が続く都市部での貸出増加などに注力した時期があった。2000年代前半に不良債権問題が一段落した後は、リレーションシップバンキングの強化に取り組み始めたが、依然として地元での貸出の伸び悩みを有価証券運用などでカバーする動きも見られた。しかし、2008年のリーマンショックの経験や、地方創生への関心が高まると共に、より地域に密着した金融機関として地域課題と向き合い、その解決を通じたコンサルティングビジネスの強化に取り組む動きが広がりつつある。

具体的には、多くの地域金融機関では、担保依存型の貸出から脱却し、企業の将来性に注目した「目利き力」を發揮する融資サービスの強化を図っている。動産担保融資（ABL）の活用や個人保証の見直しが進み、新たな融資分野として、農林水産業の6次産業化支援や新しい観光業の振興（インバウンド観光客対応や、地元の自然・文化資本を活用したプラン）にも注力している。

また、ビジネスマッチング（取引先の販路拡大支援）、若者や移住者の創業支援（ビジネスコンテストの開催、事業計画の遂行支援）、中小企業経営者の事業承継支援（後継者の仲介、企業価値評価、財務アドバイス、相続相談等）などの非金融分野も強化されている。

最近では、ESG経営や社会課題の解決を目指す企業を認証する取り組みも見られ始めている。京都信用金庫、京都北都信用金庫、湖東信用金庫の3金庫が共同で取り組んでいるS認証制度などはその先駆的事例である。

金融庁は、こうした地域共創の取り組みを促進するため、ここ数年で規制緩和や法律改正を

行っている。2017年9月には「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正を行い、金融機関の店舗の有効活用を認めた。公共的な目的であれば賃貸等を行えるようになり、京都信用金庫のQuestion（2020年11月オープン）のように、店舗を地元企業や団体が自由に使えるコーワーク施設やイノベーションを起こすためのコミュニティー施設として開放する事例が生まれた。既存店舗を保育所、創業支援オフィスなどに転用、賃貸する例も数多くみられる。

2021年11月に改正・施行された銀行法等では、デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に向けて、銀行の子会社・兄弟会社（銀行業高度化等会社）、銀行本体、それぞれに業務を追加した。これにより、銀行の子会社・兄弟会社では、フィンテック、地域商社、登録型人材派遣などの業務が可能になったほか、銀行本体でも、自行アプリやITシステムの販売、データ分析・マーケティング・広告、登録型人材派遣などが可能になった。

不確実性（VUCA）の時代に入り、地域金融機関がハンズオンで企業の事業展開をサポートしていくためには、今後、融資よりも出資の活用をこれまで以上に検討する必要がある。

### 2 地域共生分野の取り組み

地域共創分野に比べ、地域金融機関が地域共生分野で行っているサービスは、今のところ限定的である。

従来から高齢富裕層に対する資産運用アドバイスなどは広く行われてきた。しかし、高齢者の増加などに対応した一般的なサービスは、振り込め詐欺等（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺など）を防止する声掛けなどに止まる。

近年増加している認知症高齢者<sup>8</sup>を支える業務に、成年後見やそれに類する資産管理サービスがある。2015年、品川区内に営業店を持つ5信用金庫（さわやか信用金庫、芝信用金庫、目黒信用金庫、湘南信用金庫、城南信用金庫）が、品川区社会福祉協議会などの協力を得て、一般社団法人しんきん成年後見サポートを発足させ、金融機関として初めて成年後見事業に乗り出し

た。その後、沼津信用金庫、花巻信用金庫も同様の一般社団法人を設立した。

全国地方銀行協会では、2020年に「金融取引における認知症高齢者支援の手引」を発刊し、後見制度の啓蒙に努めている。また、2021年11月に施行された改正銀行法等によって、銀行の子会社・兄弟会社の業務として地域と連携した成年後見が可能になっている。しかし、認知症高齢者への取り組みは、これまでのところは一部の金融機関に止まっている。

なお、詳しい説明は省略するが、今後の認知症高齢者対策としては、法定後見よりも任意後見（高齢者が認知症になる前に自ら契約できる後見）やそれと類似した民事信託を増やす必要がある。民事信託は、高齢者（委託者）の老後生活のための不動産や金融資産の有効活用が可能なほか、高齢者の認知能力が高いうちに受託者に財産管理を任せられるメリットがある。

地域共生社会の実現のためには、家族や身寄りのない高齢者でも安心して財産管理や生活資金の確保を任せられる金融専門人材が不可欠である。現状の弁護士や司法書士などの専門職だけでは担い手として不足している。また、不適切事例を防止するため、後見人や信託受託者の信頼性確保は欠かせない。こうした点を踏まえると、社会的に信頼性が高く、且つ、高齢者と日頃の接点が多い金融機関が、社会福祉関係者とも連携しながら認知症高齢者や身寄りのない高齢者の支援に取り組むことは、高齢者の安心にとって急務である。

さらに、高齢者にも、認知症高齢者や一人暮らし高齢者など社会的支援を必要とする高齢者もいれば、現役世代と同様に勤労できる高齢者もいる。したがって、高齢者が様々な形で社会参加する機会を増やす取り組みや、高齢者の意向を踏まえた形でその保有資産を社会課題の解決のために活用できる新しい金融サービスの誕生も待たれるところである。

## IV 終わりに

地域金融機関は、長年、企業取引と個人取引の両方を扱ってきたが、主として経済に近接する地域共創分野を対象としてきた。2042年まで高齢者の増加が続く日本において、地域金融機

図表4 認知症高齢者の保有資産残高(推計値)



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」、総務省「全国家計構造調査」、日本銀行「資金循環統計」、「厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業報告書」他

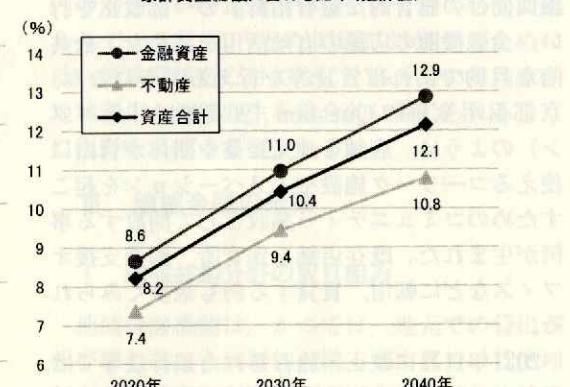
(出所) 三井住友信託銀行 調査月報2022年5月号

関が、地域共生に関する社会的課題の解決に取り組む企業、NPO、個人などを金融面から積極的に支援するとともに、自らも高齢者支援サービスの強化を図ることが期待される。地域金融機関は、その人的資本だけでなく、関係資本を有効活用することによって、地域共創と地域共生の懸け橋として、地域での存在感を一層高めることが可能と思われる<sup>9</sup>。

#### [注]

- 「共創」を含む名称としては、奈良先端科学技術大学院大学地域共創推進室、東京都立大学地域共創科学研究所センター、九州産業大学地域共創学部、弘前大学大学院地域共創科学研究所、浜松学院大学地域共創学科などの例がみられる。企業では、アサヒ飲料がCSV(Creating Shared Value)に即した取り組みとして地域共創を掲げているほか、クラブツーリズムが「地域のファンを創る旅行」として地域共創事業を展開している。(2022年8月8日、インターネット検索)
- 経済同友会は、2022年2月、「地域共創のさらなる推進に向けて～ワーケーションを呼び水に関係人口の創出を～」を公表した。
- 日本経済団体連合会(経団連)は、「協創」という名称を用いて、2021年11月、経団連と各地域の連携先が協力して地域活性化を目指す「地域協創アクションプログラム」を公表した。
- 「共生」は一般的な国語辞典に載っている言葉であるが、「共創」という言葉は広辞苑第7版(2018年刊)にも載っていない。筆者の知る範囲では、

図表5 認知症高齢者保有資産の家計資産総額に占める比率(推計値)



2007年に産業再生機構の旧メンバーらが中心になって設立したコンサルティング会社(経営共創基盤)の名称の中に登場したのが最初と思われる。  
5 地域共生社会は、2016年に「一億総活躍社会の実現」に向けた政策に取り入れられた。一億総活躍プランは、「戦後最大の名目 GDP600兆円」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」を掲げていたが、それらと並んで「地域共生社会」の実現が明記された。2021年4月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」も施行されている。

6 介護保険制度の現状をみると、介護費用の総額は、2000年の3.6兆円から2020年には10.8兆円(3.0倍)に、65歳以上の高齢者一人当たりの月額介護保険料も、2000年の2,911円から2020年には6,014円(2.1倍)に増加している。

7 筆者も、2020年まではもっぱら地域共創分野に関わっていたが、2021年度から、武藏野大学において介護事業の中核人材を育成するための「介護事業マネジメント講座」に携わる機会を得て、地域共生との関係性を考えさせられた一人である(<http://lifelongstudy.musashino-u.ac.jp/site/course/detail/5164/>)。

8 三井住友信託銀行の推計によると、認知症高齢者数は、2020年の588万人から、2040年には811万人に増加することが見込まれている。

9 2009年、オランダで「価値を大切にする銀行の世界連携(GABV)」が設立され、2018年には日本でも「価値を大切にする金融実践者の会(JPBV)」が設立されている。

IBD

## 英文契約書基礎講座

### ～梁山泊としてのゼミナール～ 〔21〕



山本 孝夫\*

須和春紀と呼んでいる。本号では、永見華凜によるそのNDAの第26款・第24条～第25条あたりのドラフティングと永見華凜によるこれらの条項についての思索過程・解説・ノートの紹介編に入って行きたい。第1～20回で申し上げたとおり、本誌の国際商事法専門誌という性格をふまえ、和訳は付さない。

#### 〈今月号のテーマ～不可抗力条項〉

高瀬紗里室長の契約帳に記載されたエピソードなどをもとに見ると、一般条項、特に、不可抗力条項は、決して軽んじていいものではないはずだ。だいたい、両者が協議せずとも、両者が問題なく受け入れられる決まりきった不可抗力条項フォームなど、あるのだろうか。

それに、ドラフティングを担当した時、ELNOX社では、通常は、どのような不可抗力条項の規定をおくのだろうか。

標準的な規定だけでなく、契約の種類などにより、あるいは、相手方が事務所を構える国、地域により、どのようにこの問題にとりくむのが、適切な対応なのか、永見華凜が取組む様を、みていきたい。

本稿は、当初、契約の種類として、たまたま、NDAについて、取り上げ、考察してきているが、他の契約書にも、共通に重要な規定であり、簡単な秘密保持契約だけでなく、さまざまな他のビジネス契約における不可抗力条項を規定する場合に、検討が必要な事項、視点についても取り組んでみたい。

とはいって、秘密保持契約で、かかる不可抗力条項を置かずに、簡単に互いに相手方に開示す

\*やまとたかお、明治大学法学部元専任教授、一般社団法人企業法学会理事、中小企業診断士試験基本委員